

相続のはなし 第2号 「遺言書」

『遺言はしっかりと書いておきなさい』とよく聞きますが、本当に必要なのでしょうか？

今回のはしもと通信では、遺言書が必要なケースと、遺言書の代表的な種類についてお話し致します。

1. 遺言書が必要なケース

戦前は長男が一人で相続するのが一般的でしたが、戦後は法律や戸籍が改正されたため共同相続となり、遺言書がない場合は、全相続人で遺産分割協議書を作成しないといけなくなりました。相続人同士の意見が合わず争いになった場合、裁判所が関与することになります。そこで、自分の死後に相続争いが起きることを未然に防ぐためにも遺言書が必要だという訳です。それでは、どんな場合に遺言書があれば有効なのでしょう？ 理解して頂きやすいよう下記に表にしてみました。

遺言が必要な場合	内容説明
夫婦間に子供がいない場合	財産をすべて配偶者に相続させたい場合は、遺言が必要です。遺言がない場合、被相続人の父母に3分の1、兄弟姉妹に4分の1の権利があります。遺言書があれば、被相続人の父母に6分の1の権利がありますが、兄弟姉妹にはありません。
息子の妻に財産を贈りたい場合	息子の妻には、夫の両親の遺産には全く権利がありません。亡夫の両親の世話をいくらしていても、子供がいなければ、全部亡夫の兄弟姉妹が相続します。少しでも財産を贈りたい場合には遺言書を作成しておきましょう。
内縁の相手に財産を贈りたい場合	一緒には住んでいるが、婚姻の届けを出していない場合です。この場合、内縁の相手には相続権が発生しません。この場合も、遺言書が必要です。
家業の後継者を指定したい場合	家業を継続させたい場合には、後継者を指定し、経営に必要な土地、建物、株券、農地等をその後継者に引継がせる遺言書を作成します。
相続人がいない場合	相続人がいないと、特別な事情がない限り、国庫財産となります。遺産を、特定の人にあげたいとか、社会福祉団体等に寄付したい場合には、遺言書に記載しましょう。
相続権のない人に譲りたい場合	特にお世話になった人や知人に財産を譲りたい場合や、相続人でない兄弟や孫に財産を譲りたい場合には、遺言書を作成しましょう。
相続関係が複雑な場合	何人も推定相続人がいるような場合で、遺産分割協議書の作成が難しいと感じる場合には、争いを防ぐためにも遺言書を作成しましょう。
認知した子がいる場合	非嫡出子(婚姻関係のない男女間に生まれた子供)の法定相続は、嫡出子(婚姻関係の夫婦から生まれた子供)の半分です。もし、非嫡出子・嫡出子の相続を平等にしたい等、非嫡出子に法定相続分以上あげたい場合にはその旨を記載しましょう。
認知したい子がいる場合	生前に認知できなくても、遺言書で認知することもできます。認知すれば相続権が発生します。また、胎児も認知することができます。

2. 遺言書の代表的な種類

遺言は満15歳以上で、かつ意思能力(事物に対する一応の判断能力)があれば誰でも作成できます。ここでは、代表的な2つの種類の遺言を取り上げて表にしてみました。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成場所	自由	公証役場
作成方法	本人の自筆による。	公証人が口述した内容を筆記する。(パソコンも可)
立会人	不要	2人以上の証人が必要。
費用	不要	作成手数料
死亡後の家庭裁判所の検認	遺言書を見つけると、開封する前に、家庭裁判所の検認を受けます。	不要
長所	<ul style="list-style-type: none"> 作成が容易 遺言内容を秘密にできる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保管の心配が要らない。 遺言の存在と内容が明確にできる。 家庭裁判所の検認手続が不要。
短所	<ul style="list-style-type: none"> 家庭裁判所において検認手続が必要 紛失や廃棄される恐れがある。 要件の不備による紛争が起こりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺言内容が漏れる可能性がある。 相続財産の額に応じて、費用が増える。

* 遺言書に2人以上の者が共同で遺言することはできません。